

選挙人名簿の抄本の閲覧制度に係る 政党職員からのヒアリングの実施について

1 対象政党

平成15年衆議院比例代表選挙及び平成16年参議院比例代表選挙において名簿を提出した政党（※）のうちヒアリングに参加すると回答いただいた政党

※ 名簿届出政党

自由民主党、民主党、公明党、日本共産党、社会民主党

2 ヒアリング項目

- ・ 選挙運動や政治活動のために、選挙人名簿の抄本を閲覧していますか。
- ・ 選挙人名簿の抄本の閲覧により知り得た選挙人の個人情報をどのように活用していますか。
- ・ 選挙人名簿の抄本の閲覧により知り得た選挙人の個人情報の廃棄や管理をどのように行っていますか。
- ・ ①選挙人名簿の抄本の閲覧ができなくなった場合②コピーが認められなくなった場合③閲覧に際して手数料を徴収されることとなった場合には、どのような影響が生じると考えられますか。
- ・ 現在、選挙人名簿の抄本の閲覧制度を見直すべきとの意見がありますが、これに関して御意見や御要望がございましたら御教示ください。

※ 政党に所属している候補者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧制度の利用実態につきましても、わかる範囲で御教示ください。

3 実施方法

- ・ 各政党ごとに20分程度時間を割り当て、順次入れ替わりにヒアリングを行う。
- ・ 各政党からの参加者は、4名を上限とする。
- ・ 会議は、公開しない。
- ・ 議事録は、作成しない。